

令和3年大和市農業委員会第4回総会議事録

令和3年4月23日（金）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 小菅忠司委員	9番 眞壁浩二委員
2番 関水正幸委員	10番 柏木明委員
3番 大谷茂里委員	11番 池田俊一郎委員
4番 小菅正徳委員	12番 安藤一郎委員
5番 瀧本隆行委員	13番 青木裕一委員
6番 中村晴雄委員	14番 保田昭一委員
7番 渡邊カク委員	15番 上野岩雄委員
8番 柴田力委員	16番 長谷川慶太郎委員

2. 本日の欠席委員

なし

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	前田 剛司
次長	岸田 靖雄
主査	高田 直樹
主査	中川 雅美

4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 諸報告
日程第3 報告第14号 人事発令について
日程第4 報告第15号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第5 報告第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

日程第6 報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出
について

日程第7 報告第18号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第14号 人事発令について

報告第15号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出について

報告第18号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

午前 10 時 開会

○議長 ただいまの出席委員は全員出席ということで、定足数に達しておりますので、令和 3 年 4 月大和市農業委員会第 4 回総会を開催いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして私から行いたいと思います。9 番、眞壁浩二委員、10 番、柏木明委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 日程第 2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、総会資料 1 ページをごらんください。

3 月 30 日、令和 2 年度第 3 回大和市都市計画審議会が開催され、小菅会長が出席されました。

4 月 14 日、大和市福祉推進委員会が書面で開催され、長谷川委員が参加されました。

4 月 21 日、神奈川県農業会議常設審議委員会が開催され、小菅会長が出席されました。

次に、県許可等の状況でございます。

令和 3 年第 2 回総会、議案第 5 号、中央林間地内における住宅通路につきましては、令和 3 年 3 月 19 日付で県知事許可となっております。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等ございましたらお願いいたします。長谷川委員。

○長谷川委員 4 月 14 日、本来であれば大和市福祉推進委員会が開催される予定だったのですが、諸報告にございますように、書面で承認を取り付けるという形での開催となりました。

内容としては、令和 2 年度の事業実績の報告や歳入歳出の報告と監査報告、令和 3 年度の事業計画の案が提示されまして、それに対して承認する件の案内がありました。案としては、前提として、一応コロナ終息した際には、こういう形で事業をしたいということですが、個人的な意見ですが、現状大変難

しい状況というような感想です。

以上です。

○議長 どうもありがとうございました。

3月30日に都市計画審議会に出席いたしました。今、都市計画審議会では、都市計画のマスタープランの諮問を受けていまして、こちらの案件と、特定生産緑地の指定についてとマスタープランの方はこの前も概略を説明いたしましたので、特定生産緑地の指定について資料をごらんいただきたいと思うのですが、特定生産緑地については、1の特定生産緑地制度ということで、令和4年、来年11月に申し出の基準日が来るということでございますので、農家の方もいろいろお悩みになると思うのですが、適切な指導をそれぞれ行っていただきたいと思います。

2番目に生産緑地地区の告示状況及び特定生産緑地の指定予定ですけれども、現在は、生産緑地地区が337カ所、特定生産緑地に予定されているものが145カ所ということで、59.2%を特定生産緑地として今回指定する予定だということです。

次に、これからの手続ですが、ここに記載のとおり、10月から生産緑地所有者の申出基準日到来をお知らせする文書を送付するというので、以下、ここに記載のとおり、いろいろな手続が行われます。

それで、その次のページですが、特定生産緑地大和市の指定の案ですが、この中で、普通の2番、3番、4番、5番の備考のところに、一部指定ということで、この一部指定と書いてあるところは、現在生産緑地の面積と新たに特定生産緑地として指定する面積が少なくなっています。だから、今の生産緑地の一部を特定生産緑地に指定するというのでこういう表記がされています。

逆に、2枚目の43番を見てもらいたいのですが、ここにつきましては、生産緑地の今の面積が1,120㎡で、新たに規定するのが1,170㎡ということで、若干増えているのですね。生産緑地と特定生産緑地の間には、現在の生産緑地のものが特定生産緑地に指定されるということですから、数字的に見るとちょっとおかしいなど。ここは若干の面積の増加ですが、ほかのところでは1～2件、100㎡ぐらい増えているところがあるのですよ。これについては、

事務局は縄伸びとかいうことの中での数字の違いだということで、私は、これについては、いろいろ農家の人が今後、特定生産緑地にどうしようかという段階でこういう数字が出てくると惑われる、誤解を、生産緑地ではないところでも特定生産緑地に指定できるのかというようなことも生じかねないということで、それはもう少し、この資料が成案となった段階までに説明なり何なりをきちんとしてくださいということをお願いしてあります。

今後、先ほどの予定のように、それぞれ今年10月に依頼の文書が送付された後、いろいろなことがあろうかと思いますので、それぞれ委員の方は、自分のエリアの箇所を今一度確認いただいて、それぞれのお宅の状況とかを判断しながら遺漏のないようにご指導いただければと思っています。よろしく願いいたします。

以上です。ほかに何かございますか。

○関水委員　　すみません、今いただいた資料でちょっとお伺いしたいのですが、指定案と出ているこのリストは、地権者から指定の申出書類をもらった分なのですか。

○議長　　そうだと思います。

○関水委員　　この中にはまだ漏れているものも、あるいは埋もれているものもあるという理解でいいのですね。

○議長　　あると思います。

関水委員　　地権者からの確認を得たものという理解でよろしいですね。

○議長　　はい。これで再度、10月に特定生産緑地をどうしますかということで市から文書がそれぞれのお宅に行くと思います。そのときに反応して出される方はいいのですけれども、そのままうっかりしている方がおられると、こういう事業の中で特定生産緑地のところが空欄になってしまったりすると思うのですよ。空欄になっただけならいいのですけれども、生産緑地のところが、特定生産緑地の申し出がないということで、こういう資料に載ってこない人も出てくると思うのですね。いずれにしても、10月以降、生産緑地をお持ちの方については、種々ご指導いただければと思います。

○事務局　　基本的に基準日を過ぎてしまうと特定生産緑地にすることができませんので。今ここに出ているのは、アンケート等、調査をして、特定生産緑地にするとい

う方だけが出ています。ほかに調査に未回答の方とか、まだ今お悩みになっている方がいると思いますので、その辺につきましては、街づくり計画課、農政課、農業委員会事務局の3者で、最終的には個別に伺って説明するとか、そのようなことまで行うように考えております。

特に、農業委員会のほうで考えますと、納税猶予を受けているような土地で、特定生産緑地制度がわからないとなると、かなり影響が出ますので、その辺は農業委員会としても消し込み等を行いながら漏れがないように努めていきたいと思っております。

○議長 どうもありがとうございます。ほかにありますか。

それでは、ないようですので、本件は報告案件でございますので、以上をもって終結させていただきます。

○議長 続いて日程第3、報告第14号、人事発令について議題に供します。
事務局、お願いします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをごらんください。人事発令でございます。

3月31日付で、農業委員会職員2名が市長部局へ出向となりました。

4月1日付で、農政課の職員4名が農業委員会事務局併任となりました。

人事発令につきましては、以上でございます。

なお、市の組織改編によりまして、環境農政部が環境施設農政部となりました。また、農政課職員が農業委員会事務局職員と併任となりました。

以上でございます。

○議長 農政課の事務分担はどうなっているのか。特に、農政課の所属なのだけれども、この人とこの人が農業委員会の事務を専任してやるとか、そういうものがあつたら教えてください。

○事務局 従前どおり、職員2名が農業委員会事務をメインということで担当させていただきますので、引き続きよろしく願いいたします。

○議長 そのようなことだそうですから、よろしく願いいたします。
関水委員。

○関水委員 併任ということですがけれども、大和市の広報紙には掲載されていませんでした。農業委員会は独立した組織だと思うのですがけれども、要するに公表され

ていないというか、広報やまとに組織のいろいろ変わるところが記載されていましたが、どういう狙いがあるのか教えていただきたい。

○議長 事務局。

○事務局 全体的な組織の改編があり、都市計画部がなくなり都市計画部が行っていた仕事が街づくり施設部と環境施設農政部に分かれました。農業委員会と農政課の業務でも生産緑地の窓口相談とか、利用集積とか、同じような業務を行っているところがありますので、併任という形で効率的に業務を進めることになりました。

○関水委員 市長部局の中にこういう組織の併任というのはわかるのですが、農業委員会は独立した組織だったと思うのですね。それが市長部局と一緒に併任という形になることが、農業委員の独立性がだんだん薄れていくというように考えてしまうのですが。

○事務局 業務の効率化で、併任というものが決まったと思います。我々農業委員会事務局サイドからすると、影響なく、逆に、農政課の職員が併任されるということで、プラスの要因に私どもは受けとめています。

○関水委員 問題ないのですね。

○議長 組織を変えるけれども、実質的には変わらないと。それで、人間的にも今までよりも、農政課の職員2名が農業委員会に併任になっているという面もありますので、逆に農政課との連携が今までより密になるのではないかとということを私は期待しております。よろしいですか。

ほかにございますか。

(発言者なし)

○議長 それでは、ないようですので、質疑を終結いたします。

本件は報告案件ですので、以上をもって終結いたします。

○議長 続いて日程第4、報告第15号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、報告第15号についてご説明いたします。

議案書2ページの2件がありました。どちらも相続により所有権を得たもので

す。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

また、受付番号1番については、報告第18号の受付番号2番に該当する土地となっておりしますので、詳細については後ほどご説明させていただきます。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、ご意見はございますか。

ございませんか。

(発言者なし)

○議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 続いて日程第5、報告第16号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について及び日程第6、報告第17号、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、報告第16号については、議案書3ページの5件が、報告第17号については、議案書4ページの2件がございました。案内図は、総会資料の4から6ページでございます。

いずれも添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

池田委員。

○池田委員 報告第17号ですけれども、ここは区画整理内の農地ですか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらは、6ページのNo.1については、土地区画整理事業地内のところですが、生産緑地であったのですけれども、生産緑地の主たる従事者証明が過去に出ておりまして、行為制限が解除されたところになりますので、今回、一般住宅として転用の届が出た場所になります。

以上です。

○議長 池田委員。

○池田委員 相続によって得られたということですが、ここは区画整理の中の農地で、農地そのものにもライフラインが入っている状況ですね。区画整理ですから。こういう形でこの農地、生産緑地がなくなるというのは非常に寂しい状況なのですけれども、一般住宅、2階建て15棟というのですが、いわゆる生産緑地内で15棟というのは、前のいわゆる区画整理が望む景観、美観から見て適していると。

○議長 事務局。

○事務局 15棟とありますけれども、都市計画の話になってしまうのですが、通常、大和市内でこういった規模の住宅を建てる場合については、100㎡以上という形で宅地の大きさが定められているのですが、この区画整理区域内の場所につきましては、都市計画の地区計画というものがかかっておりまして、最近になってからたしか125㎡以上という形になって、その面積を満たすような形の宅地の大きさという形になっていたはずですので、それで15棟という形になります。ですから、100㎡だともっと多くできてしまうという形になるので、そういった都市計画の制限がかかっている場所であるので、美観等も問題なくできるのだろうとこちらとしては考えております。

以上です。

○議長 池田委員。

○池田委員 今後、区画整理内の農地というのはここだけではないと思いますので、せめて地区計画なり美観の関係上の法的なもの、将来、解除されて、いわゆる開発する中においては、きちっとその辺は守られていくという形なのではないでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 地区計画の話になって申しわけないですが、地区計画の中には、大和市の建築条例に定めているものもございますので、その建築条例について守られなければ建築確認が下りないことになります。それを守っていないものについては違法建築物となりますので、基本的にはないものと考えております。

以上です。

○議長 池田委員。

○池田委員 地区計画の中では、戸建ての一軒家ということが定められている場合もあるし、あるいはマンションとか集合住宅は、建ってしまうと、区画整理の目的から逸脱してしまうのですね。その辺はきちんと守られていくということではないのですね。

○事務局 地区計画の考え方自体は、マンション等はある程度制限できるという形にもなりますし、絶対にといい方はおかしいですけども、地区計画上、それを制限するような形で決定してありますので、してあるはずですので、そこに関しては特に問題ないと考えております。市長部局として考えているはずですので、以上です。

○池田委員 ここは、用途地域は何ですか。

○事務局 こちらの用途地域は、第1種低層住居専用地域ですね。

○池田委員 では、絶対建たないですね。

○事務局 最大10メートルまでなので、大きなマンションは絶対建たないはずですよ。

○池田委員 無理して3階建ては建つということ。

○事務局 まあそうですね。平屋というか陸屋根であれば建つかとは思いますが。

○池田委員 わかりました。

○議長 よろしいですか。

ほかにございますか。長谷川委員。

○長谷川委員 報告第16号、3ページの3番、桜森についてですけども、これは駐車場となっているのですが、これはどう進入して使うのかというのが一つと、あとは、ここのところ線路ですね。このあたりをちょっと説明いただければと思うのですが。

○議長 事務局。

○事務局 この3番のところですけども、確かに線路です。引き込み線の線路敷の部分ですが、ここ最近でこちらの線路部分、軌道状の部分が国から返還されることになりまして、今もうレールを取り払っています。それで、そのところに徴用とか使われていた部分については、もとの所有者に返されると。その返された土地について駐車場にするということで、この状態だとまだ接道がほん

のちょっとしかないという状態です。こちらを確認したところ、この図の北西に住宅が1棟建っていると思うのですが、こちらは現状、取り壊されておりまして、その脇の部分から、旗ざおみたいになっているかと思うのですが、その部分から道路に接しておりますので、進入路はそちらからと聞いております。

以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 国に接収されていたということですが、そのときにもこの登記地目、接収されていたら畑としては事実上使えないわけですね。それでも登記地目などは変更せずに畑のままというのは、どういった事情があるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 接収された後、地目変更登記をされなかったという形だと思われれます。国、県、市もそうなのですから、用途で使った後、特に変更登記をしないという案件があるように感じます。当然よくはないのですが、そういうことになっているところが多いです。

以上です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 接収されたタイミングで登記地目を変更する義務というか責任は、接収した側にあるのですか、された側にあるのですか。共同して行うのですか。

○議長 事務局。

○事務局 基本的には、その所有者という形になるはずですが、所有者である方が、不動産登記法上、その表題部分が、地目部分が変更された場合については、直ちに申請を行って正しいものにしなければならないということが法律上ありますので、そのときにそういう形にしなければならないものでしたけれども、やっっていなかったという形でしょうし、当時、戦争前、戦時中ぐらいに接収されている形でしょうから、当然記録はありませんし、状況がわからないということになります。

以上です。

○議長 よろしいですか。長谷川委員。

○長谷川委員 そのまま残ってしまったというのはわかりました。それとはまた別で、この中で耕作はどのようにやっていたのですか。畑に関しては、どこから進入していましたか。

○議長 事務局。

○事務局 この南側のアパートのところもそうなのですが、そちら側に特に柵がなかったもので、そちらから進入することはできたのかなと考えております。

○長谷川委員 わかりました。ありがとうございます。

○議長 よろしいでしょうか。
ほかにございますか。

(発言者なし)

○議長 それでは、ないようですので、質疑を終結いたします。
本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 続いて、日程第7、報告第18号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についてを議題に供します。
事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第18号についてご説明いたします。議案書は5ページ、案内図は総会資料の7、8ページとなります。

受付番号1番は、生産緑地を所有していた被相続人が、令和2年11月に死亡したことにより、相続人である子が、生産緑地法第10条に定める生産緑地の買取り申出を行うために、被相続人の主たる従事者証明を願い出たものです。

本件の被相続人は、農地としての管理運営を相続人に指示し、実質の農業経営主であったことから、主たる従事者であると判断できます。現地は肥培管理がなされています。ついては、申出人と小菅委員とで、令和3年3月3日に現地を確認の上、主たる従事者であることを確認し、証明したものです。

次に、受付番号2番は、生産緑地を所有していた被相続人が、令和2年10月に死亡したことにより、相続人である子が、生産緑地法第10条に定める生産緑地の買取り申出を行うために、被相続人の主たる従事者証明を願い出たものです。

本件の被相続人は、亡くなるまで農業に従事しており、主たる従事者であると

判断できます。現地は肥培管理がなされています。については、申出人と長谷川委員とで、令和3年3月24日に現地を確認の上、主たる従事者であることを確認し、証明したものです。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場の確認をしていただいておりますので、地元委員の説明をお願いいたします。

受付番号1番について、小菅委員、お願いいたします。

○小菅（忠）委員 事務局の説明のとおり、3月3日に私と事務局と申出人で立ち会って現地を確認しました。現地はきれいに耕作されておりました。また、被相続人が農業従事者であったことは確認しており、問題ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

続いて、受付番号2番について、長谷川委員、説明をお願いいたします。

○長谷川委員 事務局の説明のとおり、3月24日に私と事務局と申出人で立ち会って現地を確認しました。現地は耕作されておりまして、また、被相続人が農業従事者であったことは確認しており、問題ないと思われま。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

ございませんか。

（発言者なし）

○議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和3年4月大和市農業委員会第4回総会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会